

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第38号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第2項」を「第19条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「5月30日及び11月30日」と、同条第2項」に、「と読み替え、」を「と、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。